

令和8(2026)年度

人権教育推進の手引



栃木県教育委員会

本資料データは下記の URL から閲覧できます。また、本資料をより分かりやすく解説している「研修用補助資料」（スライドデータ）もあわせて御活用ください。

令和8(2026)年度人権教育推進の手引

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/jinken.html>



はじめに

「人権の世紀」と呼ばれる 21 世紀になり、四半世紀が経過しました。

しかしながら、我が国の現状を見ますと、部落差別（同和問題）をはじめ今なお不当な差別が存在し、少子高齢化、国際化、高度情報化等による社会構造の変化や価値観の多様化等に伴い、様々な人権上の課題が散見されます。これらの解決に向け、人権教育の果たす役割はますます重要になってきています。

県教育委員会においては、一人一人の人権が尊重される差別のない社会を実現するために、平成14年度から「栃木県人権教育基本方針」に基づき、県内全ての学校全ての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、人権教育を積極的に推進してきました。

令和 7 (2025) 年 6 月には、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策のさらなる推進を図るため、「人権教育・啓発基本計画（第二次）」が策定されました。さらに、令和 8 (2026) 年 2 月には新たに「とちぎ教育ビジョン(2026-2030)」を策定し、本県教育の基本目標の達成に向けた10の基本施策の一つに「人権尊重の精神を育む教育の充実」を位置付け、「自他を大切に作る共生社会の実現に向けた教育の推進」「指導者の人権意識の高揚と指導力の向上」「人権に関する学習や啓発の充実」に取り組むこととしています。

この「人権教育推進の手引」は、人権教育を推進する上での基本的な考え方や今年度の主要事業、参考資料等を掲載するなど、本県の人権教育の取組を分かりやすくまとめたものです。学校教育・社会教育において、この手引を有効に活用し、人権教育の積極的な推進に努めていただきますようお願いいたします。

令和 8 (2026) 年 4 月

栃木県教育委員会教育長

目 次

はじめに

栃木県人権教育基本方針	1
-------------	---

I 人権教育の推進

1 人権教育の基本的な在り方	2
2 人権教育の目標	3
3 人権教育推進の内容	4
4 人権教育推進の具体策	6
5 人権教育推進上の留意事項	10
6 人権教育推進上の努力点	12

II 人権教育主要事業

1 人権教育に向けた連携体制	14
2 各種研修会等の開催及び資料の作成・活用促進	14
3 人権意識の高揚及び指導力の向上	15

III 参考資料

◇ とちぎ教育ビジョン(2026-2030)	16
◇ 様々な人権問題	18
◇ 人権教育関係研修予定一覧	20
◇ 人権教育関係 DVD 教材一覧	22
◇ 人権教育をめぐる国内外の動き	23
令和8(2026)年度人権に関する作文及びイラストの募集について	25
資料の活用等について	26
県教育委員会発行の指導・啓発資料等	27

栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会
平成13年11月6日決定
平成14年 4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。

I 人権教育の推進

県教育委員会は、「栃木県人権教育基本方針」（平 13. 11. 6 決定）に基づき、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」（平 15. 4. 1 施行）及び「栃木県人権施策推進基本計画（2026～2035）」等を踏まえ、県内全ての学校全ての地域において人権教育を推進する。【P-5 参照】

その推進に当たっては、「とちぎ教育ビジョン(2026-2030)」に掲げた基本施策の一つである「人権尊重の精神を育む教育の充実」のもと、「自他を大切にする共生社会の実現に向けた教育の推進」「指導者の人権意識の高揚と指導力の向上」「人権に関する学習や啓発の充実」【P-16・17 参照】に取り組むとともに、「人権が尊重された雰囲気や環境に関すること」「豊かな人間性に関すること」「人権意識に関すること」の三つの内容を扱い、全ての教育活動を通じて人権尊重の精神の涵養^{【※1】}を図っていくものとする。

1 人権教育の基本的な在り方

(1) 人権の意義

人権とは、人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利を意味する。

(2) 人権尊重の理念

人権尊重の理念とは、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、一人一人が自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方と捉える。

(3) 人権教育の意義

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を意味する。

(4) 人権教育の目的

全ての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、人権尊重の精神の涵養を目的とする。

(5) 人権教育の推進

学校教育及び社会教育それぞれの分野の特性を踏まえて推進する。

【学校教育】^{【※2】}

幼児児童生徒の発達の段階に即しながら、保育、各教科等、各教科・科目等^{【※3】}の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促す。

【社会教育】

生涯学習の推進のための各種施策を通じ、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深める。

【※1】 人権尊重の精神の涵養（かんよう）

一人一人がその発達の段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを着実に身に付けていくこと。

【※2】 学校教育

この手引においては、義務教育学校の前期課程を小学校、後期課程を中学校と、また、中等教育学校の前期課程を中学校、後期課程を高等学校とそれぞれ読み替える。

【※3】 保育、各教科等、各教科・科目等

「保育」とは、幼稚園等における遊びや生活を指す。また、「各教科等」とは、小学校においては、各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動を、中学校においては、各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間及び特別活動を指す。「各教科・科目等」とは、高等学校等における各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動を指す。

2 人権教育の目標

生涯学習の観点に立ち、生涯各時期における人権教育の目標を、次のように設定する。

(1) 幼 児

人権尊重の精神の芽生えとしての感性やよりよい人間関係をつくろうとする基礎的な態度を育てる。

(2) 小学生

豊かな人間性や自尊感情^[※4]を育成するとともに、人権の大切さに気付き、差別のないよりよい人間関係を醸成することに努める態度を育てる。

(3) 中学生

豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のないよりよい人間関係を確立することに努める態度を育てる。

(4) 高校生

義務教育における人権教育の基礎の上に立って、様々な人権問題【P-18・19 参照】に対する理解を深めるとともに、人権尊重社会を築いていこうとする意欲と態度を育てる。

(5) 成 人

人権問題を自らの課題として捉えるとともに、人権感覚^[※5]を磨き、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識^[※6]を高め、人権尊重社会の形成者として必要な資質や能力を養う。（※初等中等教育を修了した青年も含め、全ての成人を「成人」として示す。）

「成人」目標の留意点

「成人」の中の特に保護者と高齢者については、次の点に留意する。

- ・保護者について
学校で推進する人権教育を理解し、家庭においても深めていけるようにする。
- ・高齢者について
様々な人権問題を正しく認識し、差別のない明るい地域づくりの相談役等の役割を果たしていけるようにする。

[※4] 自尊感情（セルフエスティーム）

自分自身がかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を認め好きになる感情のこと。欠点もあるが自分らしく生きようとする自分を受け入れることは、他者を自分と同じようかけがえのない存在として認めることにつながる。

[※5] 人権感覚

人権が尊重されていることに気付くとともに、人権が偏見や差別により妨げられたり、妨げられそうになったりしたときに、いち早くその不合理性・不当性に気付く感覚（センス）のこと。

[※6] 人権意識

豊かな感性を基盤に磨かれた人権感覚と人権にかかわる学習で得た知識や技能が一体化して、偏見や差別の不合理性を認識し、自分自身で対応しようとする意思のこと。

3 人権教育推進の内容

人権教育の推進に当たっては、次の三つの内容を扱うこととする。人権が尊重された雰囲気や環境を基盤に、学習者の豊かな人間性を育み、人権意識を高めていくことが大切である。また、これらの内容は、それぞれに相互補完し合うものである。

(1) 人権が尊重された雰囲気や環境に関すること

ア 一人一人を大切にされた雰囲気や環境づくり（言語環境、学習環境等）

この内容では、「人権が尊重された雰囲気や環境をつくる」ことが大切である。

これは、環境が人格形成に与える影響を重視し、学習者を取り巻く環境づくりをとおして人権教育の目標達成に迫ろうというものである。一人の人間として大切にされた経験が、自尊感情を高め、自分や他人をかけがえのない存在として捉えることにつながる。そのため、一人一人の人権が尊重された雰囲気を醸成するとともに、学習過程そのものも人権が尊重された環境の中で行われるよう、常に配慮する必要がある。

(2) 豊かな人間性に関すること

ア 生命を尊重する心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心、個性を認め合う心、他者との共生や異質なものへの寛容性 など

この内容では、学習者の「豊かな人間性を育てる」ことが大切である。

学校教育においては、道徳教育との関連を重視し、社会教育との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動、高齢者や障害者等との交流活動など、豊かな体験の機会を充実させることが大切である。

社会教育においては、家庭、学校、地域社会の相互連携を促進し、自然体験活動をはじめとする様々な体験活動の充実を図るとともに、社会貢献活動^{【※7】}が積極的に推進されるよう環境整備に努める。また、各種の学級・講座等を通じて、学習者同士の交流を深めることが大切である。

(3) 人権意識に関すること

ア 人権一般【基本的人権（自由権、平等権、社会権等）、個人の尊重、人権の歴史 など】

イ 様々な人権問題【P-18・19参照】

この内容では、学習者の「人権意識を高める」ことが大切である。人権に関する学習といった場合には、一般的にこの内容を主とした学習を指す。

また、その手法として、基本的人権や個人の尊重などの人権一般を扱った「普遍的な視点からのアプローチ」と、様々な人権問題を扱った「個別的な視点からのアプローチ」があり、この両者があいまって、人権尊重の理念についての理解が促され、深まっていくものと考えられる。

学校教育において「様々な人権問題」を扱う場合は、児童生徒の発達の段階に即し、人権に関する現状や学習のねらいを考慮して意図的・計画的に取り上げることが大切である。なお、幼児の場合は、原則として「人権意識に関すること」の内容は扱わないものとする。

社会教育においては、「様々な人権問題」を意図的・計画的に取り上げることが大切である。その際、学習者のそれまでの学習状況や人権問題に対する理解度、地域の実情及び学級・講座等のねらいや学習者の構成などを踏まえて、課題を取り上げるようにする。

【※7】 社会貢献活動

非営利で不特定多数の利益のために自発的に行う活動のこと。例えば、ボランティアやNPO（民間非営利団体）の活動、コミュニティ活動、自治会・育成会等の地域活動等がある。

栃木県における人権教育推進体系図

【日本国憲法】

【教育基本法】

【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律】
《人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）》

〔栃木県〕

栃木県人権尊重の社会づくり
条例

栃木県人権尊重の社会づくりに
関する施策の基本方針

栃木県人権施策推進基本計画
(2026～2035)

〔栃木県教育委員会〕

栃木県人権教育基本方針

とちぎ教育ビジョン(2026-2030)

基本施策4 人権尊重の精神を育む教育の充実

- 自他を大切にす共生社会の実現に向けた教育の推進
- 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上
- 人権に関する学習や啓発の充実

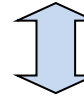
【三つの内容】

豊かな人間性に関すること

生命を尊重する心などの倫理観、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心、個性を認め合う心、他者との共生や異質なものへの寛容性などを育てます。

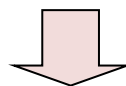
人権意識に関すること

人権に関する知識や技能のほか、感性や人権感覚も含め、人権を尊重する意識を高めます。



人権が尊重された雰囲気や環境に関すること

一人一人を大切にす雰囲気や環境（言語環境、学習環境等）をつくります。



人権尊重の精神の涵養

4 人権教育推進の具体策

人権教育の推進に当たっては、学校教育及び社会教育それぞれの特性を踏まえ、以下に示す指導及び実践の構想に基づき日々の取組を行うことが大切である。

(1) 学校教育

ア 人権教育指導の構想

学校における人権教育の具体的な指導の構想として、基底的指導、直接的指導、間接的指導がある。この三指導は、それぞれが機能し、互いに補完し合うことで、より効果的なものとなる。【P-7 参照】

【三 指 導】

【基底的指導】

教育活動全体を通じて、幼児児童生徒が相手の立場に立って物事を考え、行動したり、温かい思いやりに満ちた人間関係を築いたりするとともに、生活上の不合理的や矛盾に気付く、これを自分たちの問題として捉え、協力して解決していこうとする力を育てる常時指導である。

※休み時間や放課後の部活動等も含め、教育活動全体を通じて一人一人を大切にするなど、人権に配慮した指導を実践することが重要である。

【直接的指導】

各教科等、各教科・科目等の授業において、人権一般や様々な人権問題【P-18・19 参照】を取り上げ、各教科等、各教科・科目等本来の目標を達成するとともに、自他の人権を尊重し、かつ人権にかかわる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする資質や能力を育成するなど、人権教育のねらい^{〔※8〕}を達成する指導である。

※幼児に対しては、原則として直接的指導は行わない。

【間接的指導】

直接的指導以外の全ての授業や全ての保育を通じ、各教科等、各教科・科目等、保育本来の目標を達成する中で、「育てたい資質・能力」【P-7 参照】につながる科学的・合理的なもの^{〔※8〕}の見方・考え方、豊かな感性などの資質や能力を育てる指導である。

イ 各実施主体^{〔※9〕}の教育実践

学校における人権教育は、教育活動全体を通じて効果的に行われるよう教育計画に適切に位置付け、点検・評価を通じて改善を図りながら推進していく必要がある。

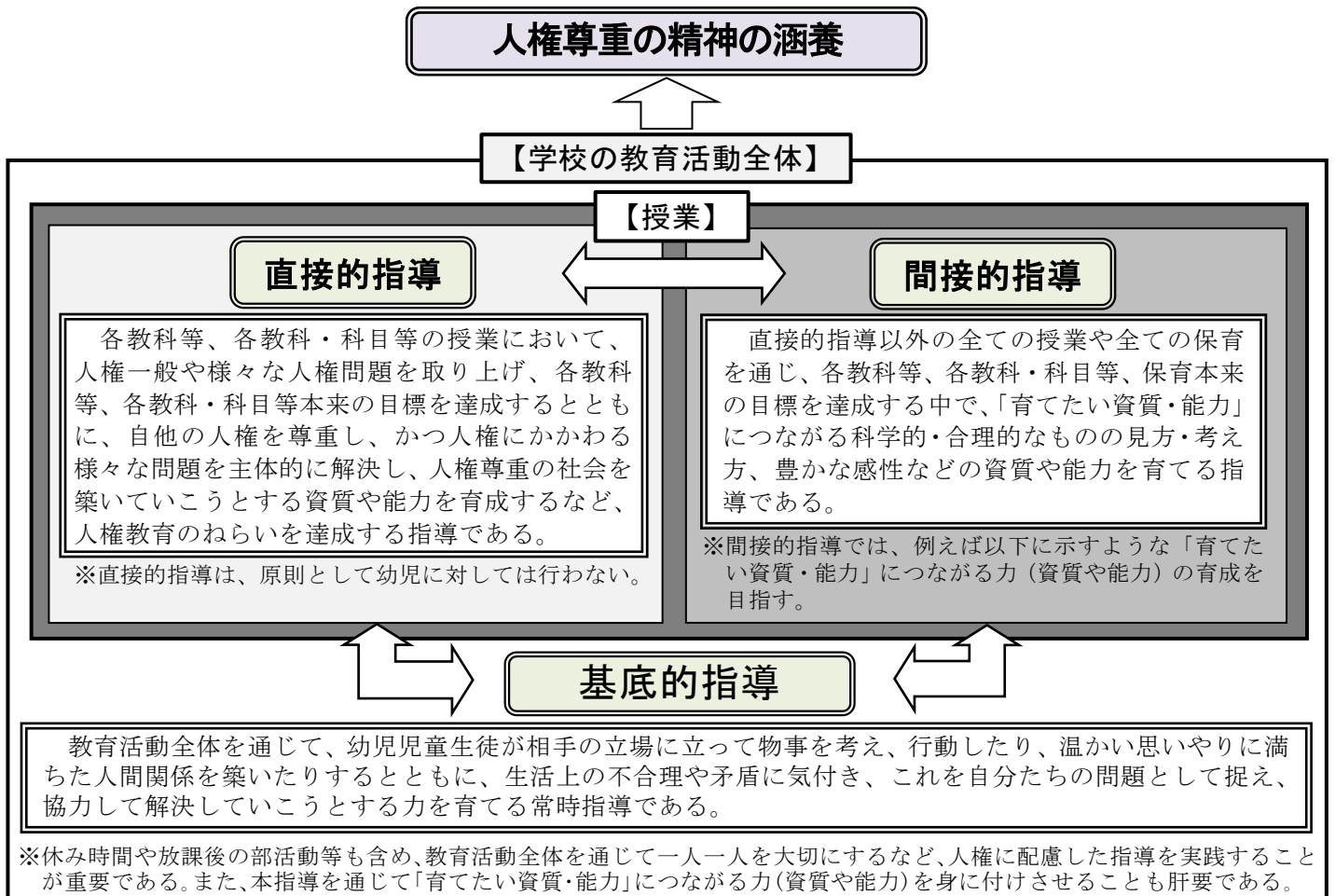
小学校・中学校・高等学校・特別支援学校においては、上記の構想（三指導）に基づき、人権教育のねらいの達成を目指して日々の指導を行うことが大切であり、幼稚園等においても、日々の教育及び保育において基底的指導及び間接的指導を行い、一人一人を大切にされた指導を実践することが求められる。

〔※8〕 人権教育のねらい

本手引における「人権教育のねらい」とは、人権教育の目的、人権教育の目標、学校教育で示す「育てたい資質・能力」等及び社会教育における学級・講座等のねらいなどを指す。

〔※9〕 実施主体

本手引における「実施主体」とは、教育委員会、学校、社会教育施設等を指す。



エ 「育てたい資質・能力」

全ての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するためには、直接的指導を通じて、**差別解消を図るための資質・能力**（「育てたい資質・能力」）を育成していくことが重要であり、以下に示す**5つの項目の趣旨を十分に踏まえ、実態に応じて学校ごとに「育てたい資質・能力」を設定する。**

また、発達の段階や各教科等、各教科・科目等の特質に応じて「育てたい資質・能力」等^{【※10】}を学習指導計画に位置付け、重点化を図るなどしながら育成していくことが求められる。

◇5つの項目の趣旨◇

【知性】

○人権の大切さや人権にかかわる様々な問題を正しく認識できる知性

【判断力】

○偏見や差別の不当性を科学的に見極めるとともに、物事を公正・公平に判断できる力

【感受性】

○共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみや怒りを共感的に受容したり、考えたりすることができる感受性

【技能】

○互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための社会的な技能

【実践力】

○人権にかかわる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする実践力

※自他の人権を尊重し、人権にかかわる様々な問題を解決しようとする意欲や態度は実践力の中に含まれると考える。

【※10】 「育てたい資質・能力」等

「育てたい資質・能力」等とは、直接的指導で身に付けさせる差別解消を図るための資質・能力と間接的指導及び基底的指導を通じて身に付けさせる「育てたい資質・能力」につながる力【P-8 参照】を併せたものである。

オ 学習指導案への位置付け

「育てたい資質・能力」等を各教科等、各教科・科目等の授業の中で身に付けさせるためには、「人権教育との関連」、「人権教育の視点」、「生かしたい児童生徒」、「人権教育上の配慮」を明確にし、**学習指導案に位置付けることが必要である。**

それぞれの内容については、以下のとおりである。

記載事項	記 載 内 容
「人権教育との関連」	単元の目標、学習内容等と「育てたい資質・能力」等とのかかわりを記述する。
「人権教育の視点」	本時のねらいや学習内容、指導方法等と「育てたい資質・能力」等とのかかわりを記述する。
「生かしたい児童生徒」	「育てたい資質・能力」等に関して、本時の指導の中で生かしたい児童生徒を設定し、どのようなよさを取り上げたり、どのような支援をしたりするのかを記述する。
「人権教育上の配慮」	「人権教育の視点」を受けて、「育てたい資質・能力」等を身に付けさせるための支援や配慮事項を学習内容及び指導方法の両方について、本時の指導の展開の中に具体的に記述する。 また、学習指導において人権が尊重された雰囲気や環境づくりに関する配慮事項についても、具体的に記述する。

カ 「育てたい資質・能力」等の設定例

「直接的指導」で育成する 「育てたい資質・能力」の設定例

【知性】	○身の回りのいろいろな差別に気付き、人権の大切さがわかる。 など
【判断力】	○物事をよく考え、偏見や差別を見抜き、正しく判断することができる。 など
【感受性】	○相手の気持ちや立場を理解し、差別や不正に対する心の痛みを感じ取ることができる。 など
【技能】	○互いの人権を尊重し合う人間関係を築くことができる。 など
【実践力】	○友達と助け合い人権にかかわる様々な問題を解決していこうとする。 など

「間接的指導」で育成する 「育てたい資質・能力」につながる力の設定例

○個性や文化の多様性、生命の尊さや他の人を思いやることの大切さを理解する力 など
○思い込みや偏見、好き嫌いなどの感情にとらわれず科学的・合理的に判断する力 など
○相手の立場に立って、喜びや悲しみ、怒りなどを素直に受け止めることができる感受性や他者の心情を想像する力 など
○自分の思いや考えを筋道立てて話したり、話の趣旨を正しく理解しながら聞いたりする技能 など
○生活上の諸問題を主体的に解決していこうとする意欲や態度 など

※P7にある5つの項目の趣旨を十分に踏まえ、**実態に応じて学校ごとに「育てたい資質・能力」等を設定**する。上記は、過去の人権教育研究指定校のものを参照。

(2) 社会教育

ア 人権教育実践の構想

社会教育においては、生涯学習の場で取り上げるべき現代的課題の一つとして「人権」を掲げた第1期生涯学習審議会答申等を踏まえ、人権に関する学習機会の計画的かつ着実な提供に努める必要がある。その際、直接人権をテーマとした事業を実施することに加え、全ての事業を人権の視点から見直し、人権教育推進の三つの内容と関連付けて取り組んでいくことが大切である。

イ 各実施主体の教育実践

各実施主体は、生涯学習振興のための各種施策を通じて、幼児から高齢者までの生涯の各時期における様々な教育活動の中で、上記の構想を生かしていくことが大切である。

そこで、公民館等の社会教育施設で実施している青少年教育事業や家庭教育支援事業、高齢者対象事業等に人権教育推進の三つの内容を適切に位置付けたり、教育委員会の事業に指導者研修を位置付けたりすることなどが考えられる。また、その実践に当たっては、参加者がより主体的に学ぶことができるよう工夫することも大切である。

以下は、県教育委員会が推奨している参加体験型の手法をはじめとする具体的な学習方法の例である。各実施主体は、それぞれのよさを生かしながら、人権に関する学習会・研修会等を計画的に実施していくようにする。

[学習会・研修会等の具体例]

参加体験型

○「ワークショップ」の形式

参加者の主体的な活動とコミュニケーションを大切にしながら人権感覚を磨き人権意識を高める参加体験型の手法を取り入れた学習方法。参加者自身が自らの知識や体験をもとに積極的に学習会や研修会にかかわれるため、学びに対する充足感と学習を促進する効果が期待できる。ワークショップは、右の三つの要素から構成され、一貫したねらいのもとに行う。

[ワークショップの三つの構成要素]

- ① **アイスブレイキング**
(学習の雰囲気や下地づくり)
- ② **中心となる活動**
- ③ **ふりかえり**

※ワークショップを構成する一つ一つの活動として、次のような手法が考えられる。

・ゲーム ・シミュレーション ・ロールプレイング ・フォトランゲージ ・ディベート ・ランキング
・ブレインストーミング ・カード分類法 ・バズセッション ・フィールドワーク など

いずれの手法を用いるかは、学習者が主体的かつ効果的に学習できるよう学習者の実態を踏まえて選択することが大切である。

講義型

○「講演会」「シンポジウム」「対談」等の形式

大勢の参加者に対して、人権に関する多くの知識や情報を提供できる学習方法。講師の豊富な知識や経験を伝達する際に有効である。

○「啓発映画」「コンサート」等の形式

大勢の参加者に対して、映像・歌・音楽・語りなどをおして、人権尊重や人の優しさ、生きることのすばらしさなどを感性に訴えていく学習方法。主催者が映画やコンサート等をおして参加者に感じ取ってほしいことを演奏前や幕間で伝えると効果的である。

広報誌型

○「啓発冊子」等の形式

学習者が時間の制限なく、いつでもどこでも人権に関する情報や知識等を学ぶことができる学習方法。各自治体が発行する広報誌等をはじめ、市町教育委員会や学校からの各種たより等による地域住民や保護者への啓発活動などもこの形式による。

5 人権教育推進上の留意事項

人権教育の推進に当たっては、幼児児童生徒や学習者の実態、学校、家庭及び地域社会等の実情に応じ、教育の効果を高めるため以下に示した事項に留意する。

(1) 推進体制の改善・充実

教育（推進）計画に基づき、人権教育が効果的に推進されたかを定期的に点検・評価し、改善を図りながら推進体制の充実を図る。

(2) 指導者の育成と資質・能力の向上

人権や人権教育に関する研修を組織的かつ計画的に実施し、指導者・教職員として求められる高い人権意識など、その資質・能力の向上を図るとともに、人権教育推進体制の要として指導的役割を果たすことのできる人材の育成に取り組む。

(3) 学習方法の改善・充実に向けた取組

人権が尊重された雰囲気や環境の中で学習活動が進められるよう、一人一人を大切にされた温かな雰囲気づくりや人権に配慮した言語環境・学習環境づくりに取り組む。

学習を進めるに当たっては、指導資料を活用したり、知識伝達型の学習に加えて参加体験型学習^{〔※11〕}（以下「ワークショップ」と記載）を取り入れたりするなど、学習内容及び方法の改善・充実を図る。学校においては、児童生徒が人権について理解を深めることができるよう、授業研究会を行うなどして授業の工夫・改善を図る。幼児については、一人一人の発達に必要な体験が得られる状況をつくったり、必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮する。

(4) 家庭教育の充実

豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、規範意識など人間形成の基礎を育む上で、家庭教育の果たす役割は重要であり、就学前からの家庭教育の充実に努める。

(5) 系統的な学習の推進

学校教育では幼児児童生徒が発達の段階に即し、教育活動全体を通じて、社会生活を営む上で必要な人権に関する知識・技能・態度などを身に付けられるようにする。特に、各教科等、各教科・科目等の授業では、それぞれの特質に応じて、人権意識に関すること（人権一般及び様々な人権問題）を計画的に学習できるようにする。また、社会教育においては、公民館等の社会教育施設において、人権に関する学習を取り入れた学級・講座等を開設したり、ボランティア活動等の体験活動の機会を充実したりするなど、生涯の各時期に応じた多様な学習機会の提供に努める。

(6) 家庭・地域社会・関係機関との連携及び協力

学校教育と社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図るとともに、社会教育団体をはじめ様々な関係機関等と協力しながら、人権教育を総合的かつ効果的に推進する。

〔※11〕 参加体験型学習（ワークショップ）

参加者の主体的な活動とコミュニケーションを大切にしながら人権感覚や人権意識を高める参加体験型の手法を取り入れた学習のこと。本県では参加体験型学習をワークショップと呼んでいる。【P-9 参照】

(7) 学習者の自主性の尊重

人権教育は、一人一人の心の在り方に密接にかかわる教育であることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないようにする。

(8) 教育の中立性の確保

教育の中立性を確保するとともに、えせ同和行為等の人権教育の成果を覆すような行為に対して毅然とした対応が取れるようにする。

(9) 部落差別（同和問題）への取組

部落差別（同和問題）については、人権教育で扱う個別の人権問題のうち、特に重要なもの一つとして位置付け、法律の制定やこれまでの取組の成果を踏まえながら、残された課題解決に向け改善や充実を図りつつ、計画的かつ効果的に取り組む。

(10) 男女共同参画の社会づくりに向けた取組

性別による差別がなく、一人一人が平等でお互いの人権が尊重される男女共同参画社会の実現が求められている。本県では、令和5(2023)年6月に「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」、事前イベントとして「G7栃木県・日光こども未来サミット」が開催され、中・高校生が作成した宣言文が担当大臣に手交された。その気運の高まりを踏まえて、男女の人権や性の尊重に係る取組を計画的に行う。

なお、特に学校教育においては以下の2点に留意するものとする。

ア 教職員自身の人権意識の高揚に向けた取組

日々の教育活動における教職員の言動は、幼児児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を与えるものであるため、教職員には高い人権意識が求められる。人権意識の高揚に向けては、こどもの人権や基本的人権などについて認識を深めるとともに、時代の変化に対応するためにインターネット上での誹謗中傷や性的マイノリティをめぐる問題、ヤングケアラーの問題、固定的性別役割分担意識に関する「アンコンシャス・バイアス」など、近年顕在化している人権問題を正しく理解するための取組を積極的に行う。

イ いじめや暴力行為等の解決及び SNS 上における動画の投稿・拡散の防止に向けた取組

いじめや暴力行為等は幼児児童生徒の人権にかかわる重大な問題であり、解決されなければならない課題であることを深く認識する。加えて、SNS 等における暴力行為等の動画の投稿・拡散が、誹謗中傷など新たな人権侵害を生む恐れも生じており、こうした課題を解決するための取組を推進する。

特に、こどもが安全・安心に過ごすことができる環境を整備し、幼児児童生徒が自分の大切さとともに他の人の大切さを認め合うことができるよう家庭や地域社会と連携した取組を行い、いじめや暴力行為等の未然防止及び情報モラル教育の実施・啓発に努める。事案発生時には早期対応に努めるとともに、SNS 等における人権侵害等への対処として関係機関等との連携強化を図る。

6 人権教育推進上の努力点

「令和6(2024)年度人権教育推進状況調査」の結果を踏まえ、次回調査までの期間、以下の項目について改善に努めることとする。

令和元(2019)年度と令和6(2024)年度の調査を比較すると、学校教育分野においては、人権教育の「学校経営方針」への位置付けや全体計画の作成は行われているものの、児童生徒の実態等を踏まえた全体計画の見直しや人権または人権教育に関する研修を実施する学校の割合等が減少している。一方、社会教育分野においては、学校、家庭、地域社会が連携を図った取組が減少している。

(1) 全体計画の見直し及び指導の改善

人権教育は児童生徒の発達段階や教科等の特質に応じ、教育活動全体を通じて推進する教育であることを踏まえ、直接的指導と間接的指導の関連付けや「育てたい資質・能力」等の重点化など、カリキュラム・マネジメントの視点で全体計画の見直しを図りながら効果的に推進することが重要である。

(2) 全教職員による研修の実施

ア 本県が推進する人権教育の理解に向けて

人権教育を通じて児童生徒に差別解消を図るための資質・能力（「育てたい資質・能力」につながる力も含む）を着実に育むことが重要である。具体的には、研究授業や授業研究会を通じて学習内容及び方法の改善・充実を図ることが有益である。また、児童生徒や学校の実情に応じて全体計画の見直しを図ることも必要である。加えて、人権尊重の視点に立った発達支持的生徒指導や「生かしたい児童生徒」の効果的な位置付けなどについて研修を深めることも大切である。

イ 教職員の人権意識の高揚に向けて

人権教育の基盤は、教職員同士、教職員と児童生徒、児童生徒同士の互いを尊重し認め合う人間関係やそこから醸成される一人一人が大切にされた学校・教室の温かな雰囲気や環境などである。人権の配慮を欠いた不適切な言動や指導が、そうした基盤を根底から揺るがすものであることを踏まえ、チェックリスト等を活用しながら定期的に個々で振り返ったり教職員間で点検し合ったりしながら指導者として人権感覚を磨き、人権意識を高めることが重要である。また、教職員が社会の変化に対応しながら人権教育を推進するためには、人権や人権問題をめぐる最新の知見や法整備等の状況を把握しておくことが肝要である。

(3) 学習指導案への人権教育の位置付け

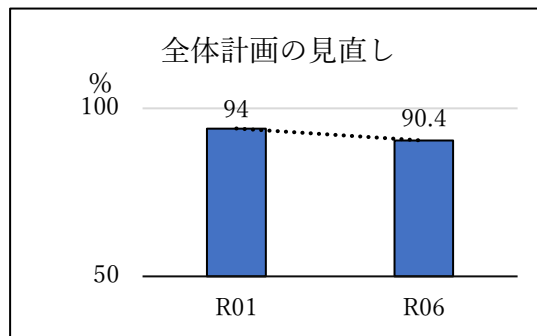
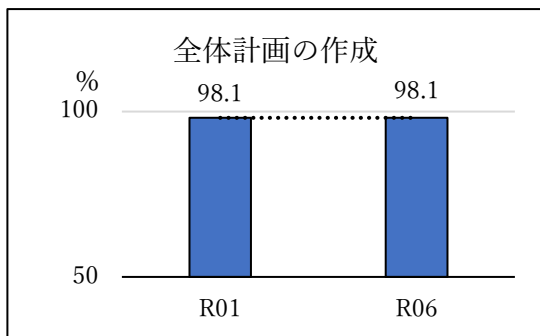
人権教育は基底的指導・直接的指導・間接的指導がそれぞれ機能し、互いに補完し合うことでより効果的なものとなる。

人権一般や様々な人権問題を直接取り上げて「育てたい資質・能力」の育成を目指す直接的指導はもとより、直接的指導以外の全ての授業が「育てたい資質・能力」につながる力の育成を目指す間接的指導であることを踏まえ、全ての学習指導案（略案も含める）に「人権教育との関連」や「人権教育の視点」等を位置付け、意図的、計画的に人権教育を行うことが重要である。また、「生かしたい児童生徒」を明確にして位置付けることも大切である。

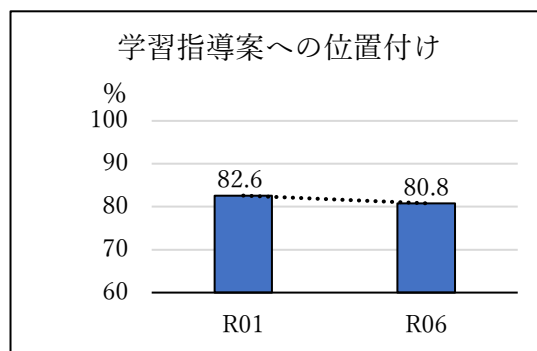
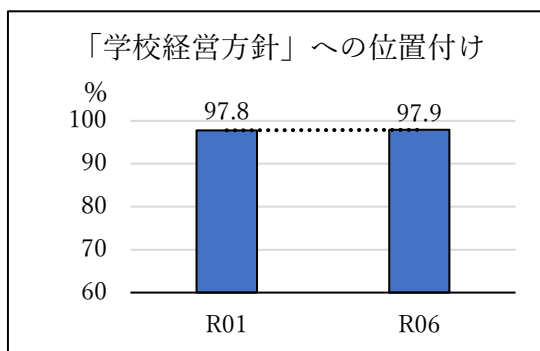
(4) 学校、家庭、地域社会の連携

人権教育は生涯にわたって理解を深める教育であることから、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、学校、家庭、地域社会の連携を図りながら計画的に推進することが重要である。

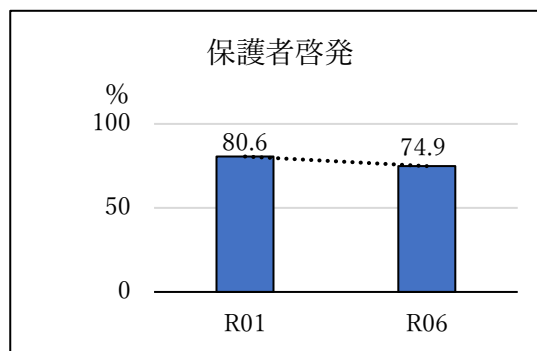
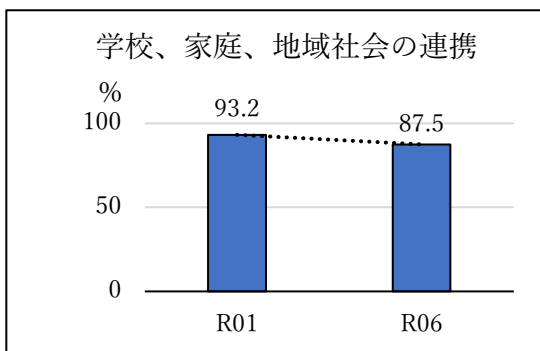
なお、社会教育施設を中心に実施される社会教育関連事業においては、直接人権をテーマとした事業に加え、全ての事業に人権教育推進の三つの内容を関連付けることが大切である。



多くの学校で全体計画を作成しているが、実態に即して見直しを図りながら推進する学校は減少している。各校で作成された全体計画の実行力を高めるためには、実情に応じた見直しを図りながら人権教育を推進することが重要である。



多くの学校で「学校経営方針」に人権教育が位置付けられている。一方、全ての指導案に人権教育を位置付けている学校は減少している。「学校経営方針」の主要な具体策として、略案を含む全ての学習指導案に人権教育を位置付け、指導者が常に人権教育を意識しながら推進することが大切である。



人権教育の推進において学校教育、社会教育、家庭教育相互の連携が大切であるが、保護者啓発など学校、家庭、地域社会が連携した取組が減少している。学校に加えて、家庭や地域社会においても相互の連携を図りながら計画的に人権教育を推進していく必要がある。

〔※12〕 令和6(2024)年度人権教育推進状況調査

令和6(2024)年11月1日を基準日として、県内の全ての公立学校及び市町教委を対象に実施。

Ⅱ 人権教育主要事業

1 人権教育の推進に向けた連携体制

(1) 局内等の連携

全ての学校や地域で人権教育が積極的に推進されるよう、下記の諸会議等を開催し、推進体制の充実を図る。

- ア 人権教育推進会議（教育政策課：1回）
- イ 局内人権教育担当者連絡会議（教育政策課：3回）
- ウ 人権教育担当者連絡会議（教育政策課：3回）
- エ 人権教育担当指導主事会議（義務教育課：3回）
- オ 人権教育担当社会教育主事会議（生涯学習課：2回）

(2) 市町教育委員会等関係機関との連携

下記の諸会議等の開催を通じ、県教育委員会、市町教育委員会、関係機関等の役割分担を明らかにするとともに、相互の連携・協調を深めながら人権教育推進体制の充実を図る。

- ア 人権教育研究推進事業運営協議会（教育政策課：3回）
- イ 地区指導主事連絡会議等（義務教育課：7地区で各々）
- ウ 人権教育地区別指導者研修（生涯学習課：7地区で各1回以上）

2 各種研修会等の開催及び資料の作成・活用促進

(1) 各種指導者研修会等の開催

下記の諸研修等を開催し、指導者の人権意識の高揚と指導力の向上を図る。

- ア 総合教育センター
 - (ア) 人権教育指導者専門研修（生涯学習部：4日間）
 - (イ) 基本研修〔初任者研修、新規採用養護教諭研修、新規採用学校栄養職員研修、新規採用事務職員研修、新規採用実習助手研修、養護教諭5年目研修、栄養教職員5年目研修、事務職員5年目研修、事務職員5年目研修、中堅教諭等資質向上研修、中堅栄養教職員資質向上研修、中堅事務職員資質向上研修、教職20年目研修、養護教諭20年目研修〕（義務教育部・高校教育部：各1回）
 - (ウ) 専門研修〔新任校長研修、新任教頭研修〕（義務教育部・高校教育部：各1回）
 - (エ) 新規採用幼稚園教諭等研修（幼児教育部：1回）
 - (オ) 栃木県教育研究発表大会 人権教育部会（生涯学習部：1回）
- イ 関係各課及び各教育事務所
 - (ア) 人権教育推進のための支援訪問（教育政策課：随時）
 - (イ) 性の多様性を考える研修会（教育政策課：1回）
 - (ウ) 新任人権教育主任研修会（教育政策課：1回）
 - (エ) 児童虐待に対応するための研修会（教育政策課：1回）
 - (オ) 人権教育担当者スキルアップ研修（教育政策課：1回）
 - (カ) デートDVを考える研修会（共催事業：1回） 主催：とちぎ男女共同参画センター
 - (キ) 性暴力について考える研修会（共催事業：1回） 主催：生活文化スポーツ部人権男女共同参画課
 - (ク) 各教科等担当指導主事研修会（人権教育）（義務教育課：2回）
 - (ケ) 高等学校及び特別支援学校人権教育実践研究会（高校教育課：2回）
 - (コ) 地区別人権教育研修会（義務教育課：7地区で各1回）
 - (ク) 人権教育推進のための市町担当者等支援事業
 - ①人権教育指導者一般研修（生涯学習課：7地区で各1回）
 - ②人権教育地区別指導者研修〔再掲〕
- ウ 社会教育関係団体への指導・助言

(2) 資料の作成と活用促進

研修等で人権や人権問題について理解を深めるため指導者用資料の活用を促進する。

- ア 人権教育推進の手引
- イ 小・中学校人権教育指導資料
- ウ 県立学校人権教育関係資料
- エ 人権に関する社会教育指導資料
- オ 性の多様性に関する理解の促進を主たる目的とした指導資料（生徒用・指導者用）
- カ 資料の作成と活用促進
 - (ア) 人権に関する文集「あすへのびる」－第46集－
 - ①人権に関する作文審査委員会（教育政策課：2回）
 - ②人権に関するイラスト審査委員会（教育政策課：1回）
 - (イ) 児童生徒用学習資料「人権の窓」〔小・中・高〕
 - (ウ) 人権教育指導資料
- キ ホームページ等による情報提供
 - < <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kyouiku/jinkenkyouiku/index.html> >
 - ・人権教育実践事例
 - ・人権教育だより第65・66号等
- ク 視聴覚教材及び図書の活用促進
- ケ 人権に関するイラスト展示パネルの貸出
(最寄りの教育事務所、または教育政策課人権教育室 028-623-3363 へ)

3 人権意識の高揚及び指導力の向上

(1) 学習活動の充実

- ア 研究の指定
 - (ア) 人権教育研究学校指定事業（県単事業）
学校教育における人権教育の改善・充実を図るため、研究学校を指定し、人権教育の実践的研究の推進に努める。
 - ①2025・2026年度指定（高等学校等） 県立高根沢高等学校
 - ②2026・2027年度指定（小・中学校及び義務教育学校等） 佐野市立南中学校
 - (イ) 人権教育研究指定校事業（文部科学省委託事業）
人権意識を培うための学校教育の在り方について、県教育委員会との連携・協力のもとで幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善・充実を図る。
 - ①2026年度指定 未定
 - ②人権教育研究推進事業運営協議会〔再掲〕
 - (ウ) 人権教育総合推進地域事業（文部科学省委託事業）
学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を県教育委員会との連携・協力のもとで推進し、地域全体で人権意識を培い、人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図る。
 - ①2026年度指定 実施なし
 - ②人権教育研究推進事業運営協議会〔再掲〕
- イ 保護者用啓発資料「人権の窓」（文部科学省委託事業にかかわる小学校）
- ウ 参加体験型の手法を取り入れた学習の推進
人権教育担当者スキルアップ研修〔再掲〕
- エ 校内授業研究会の促進
- オ 交流及び共同学習の推進
- カ 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校間の連携
- キ 各実施主体への支援

(2) 内地留学生の派遣

人権教育の中核的指導者を養成するため、宇都宮大学に教員を派遣する。

小・中学校及び義務教育学校〔半年間 …4名〕

Ⅲ 参考資料

とちぎ教育ビジョン(2026-2030)

〔一部抜粋〕

基本施策4 人権尊重の精神を育む教育の充実

全ての人々が人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、多様性や包摂性が確保された共生社会を実現するため、「人権教育推進の手引」や各指導資料等を活用しながら人権教育の一層の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 自他を大切に作る共生社会の実現に向けた教育の推進

① 多様性や包摂性が確保された社会の実現に向けた理解促進

- ◆ 発達の段階に応じた人権尊重の理念及び権利を理解する機会の充実
- ◆ 「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」や、「理解増進法」¹⁶の理念にのっとった性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を尊重する精神の涵養に向けた教育の推進
- ◆ 人権教育の視点を踏まえたインクルーシブ教育システムの理念の実現に向けた取組の推進
- ◆ 障害者差別解消法及び「対応指針」¹⁷等の趣旨を踏まえた合理的配慮の提供の推進

② 国際化を踏まえた多文化共生への理解促進

- ◆ 発達の段階に応じた諸外国の文化を学ぶ機会の充実
- ◆ 自国の歴史や文化を理解し尊重する態度を育む教育の推進
- ◆ 対話を通して人間関係を構築し、相互理解を深める力を育む教育の推進



「手を取り合い、それぞれの個性を尊重し合える世界へ」



「はなまる」



「音楽でつながる世界へ」

人権に関するイラスト 入賞作品

¹⁶ 「理解増進法」…性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進を図ることを目的として制定された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年6月23日施行）。

¹⁷ 「対応指針」…障害を理由とする差別の解消の推進を目的として策定された「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（令和6年1月策定、同年4月1日施行）。

様々な人権問題

※発達の段階や地域の実情等を踏まえて、取り上げることとします。

インターネット上の人権侵害（課題横断的な人権課題）

インターネットが急速に普及し、私たちの生活は非常に便利で効率的なものへ変化した。近年は、スマートフォン、携帯ゲーム機などの様々な機器を通じてインターネットを利用することができるようになり、コミュニケーションツールとして普及する一方で、インターネット上の人権侵害が社会問題化している。特に、情報の拡散力が圧倒的に高い SNS 等の普及により、個人に対する誹謗中傷、名誉毀損、プライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害など、人権に関わる様々な問題が急速に深刻化している。加えて、以下に掲げる様々な人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、様々な人権課題を解消する上でも不可欠である。

女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文化している（第24条）。しかし、現実には、「男は仕事、女は家庭」といった性別の役割を固定的に捉える意識が社会的に根強く残っていることから、就職や職場における昇進の際をはじめ、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受ける問題がある。また、配偶者・パートナー・恋人からの暴力（DV、デートDV）、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為、人身取引（性的サービスや労働の強要等）などの問題もある。

子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされている。子どもの人権にかかわる問題には、主に学校で発生するいじめ、暴力行為、教師による体罰などのほか、児童虐待、性暴力の被害などがある。特に、スマートフォン等の利用が児童生徒等に普及する中で、SNS やインターネット上でいじめを受ける事案が生じており、大きな社会問題となっている。令和5年4月1日には子ども家庭庁が発足し、同日、子ども基本法が施行された。令和6年には、「子ども・若者育成支援推進法」の改正により、支援の対象に「ヤングケアラー」が明記された。

高齢者

我が国においては、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として高齢化が急速に進み、本格的な超高齢社会を迎えている。こうした状況の中、高齢者に対しては就職に際しての差別の問題のほか、介護を要する高齢者への家庭や施設における身体的・心理的虐待、家族等が本人に無断で財産を処分する経済的虐待などの問題がある。さらに、急速な高齢化の進展に伴い、我が国の認知症の人数は増加している。

障害者

全ての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである。「障害者基本法」では、この理念ののっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策である「障害者基本計画」を策定することとされており、同計画に基づき具体的な取組を推進していくとしている。しかし、現実には就職に際して不当な扱いを受ける問題のほか、入居や入店の拒否、施設における劣悪な処遇や身体的虐待などの問題がある。こうした差別の解消を推進し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成28年4月1日から施行された。令和6年4月には一部が改正され、事業者にも合理的配慮が義務化された。

部落差別（同和問題）

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分的差別により、今なお、特定の地域出身や、そこに住んでいることを理由に差別を受けるなどの問題を部落差別（同和問題）といい、我が国固有の重大な人権問題である。部落差別（同和問題）は、昭和40年の同和対策審議会答申以降の教育及び啓発活動の推進等によりその解消に向けて着実に前進してきた。しかし、地域や年代などにより程度の差はあるものの、差別意識は依然として存在しており、結婚や就職に際しての差別の問題や、インターネットを介した差別情報の流布などの問題が発生している。平成28年12月には、部落差別のない社会の実現を目指して、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。

アイヌの人々

北海道を中心に、昔から日本に住んでいたアイヌの人々は、独自の豊かな文化や伝統を築き上げてきた。しかし、土地を奪われたり、アイヌ語の使用が禁じられたりするなどの同化政策が行われ、民族としての誇りを奪われることになった。現在も、日常生活の中で差別発言を受けたり、結婚や就職に際して差別されたりするなどの問題がある。アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現するため、令和元年5月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行された。

外国人

諸外国との人的・物的交流が飛躍的に拡大し、我が国に在留する外国人が増えている。日本国憲法は、権利の性質上日本国民のみを対象としているものを除き、日本に在留する外国人についても等しく基本的人権の享有を保障しており、政府は、外国人に対する平等の権利と機会の保障、他国の文化や価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。しかし、現実には、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否の問題のほか、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような言動（いわゆるヘイトスピーチ）などの問題がある。こうした問題に対し、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。

感染症の患者等

HIV 感染者、肝炎ウイルス感染者、新型インフルエンザ等の感染症に対して、医学的に不正確な知識や思い込みによる過度な恐怖感などから、感染症患者等に対する偏見や差別意識が生まれ、患者をはじめ、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。近年は SNS 等の普及もあり、感染症に関する不正確な情報が瞬く間に拡散されることによって、偏見や差別が助長される等の問題がある。

ハンセン病患者・元患者及びその家族

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、仮に発病した場合であっても、現在は治療方法が確立している。しかし、平成 8 年まで行われた強制隔離政策により、ハンセン病が恐ろしい感染症であるという誤った認識が広く浸透し、学校や職場、地域社会等で厳しい差別を受け、就職や結婚の際にも偏見や差別による被害を受けてきた。令和 5 年の意識調査の結果から、社会においてハンセン病に対する偏見や差別が未だに根強く残っていることが明らかになった。

刑を終えて出所した人及びその家族

刑を終えて出所した人等が、安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、地域社会の理解と協力が不可欠である。しかし、刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等の問題がある。

犯罪被害者及びその家族

犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位のうわさや心ない誹謗中傷等が SNS 等のインターネット上に書き込まれることにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりする問題がある。平成 17 年 4 月に施行された「犯罪被害者等基本法」では、犯罪被害者等の人権への配慮やその置かれている環境、名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について理解を深めるための取組を推進することとしている。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等

1970 年代～80 年代にかけて北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）によって日本人が拉致された問題である。政府は、これまでに 17 名を拉致被害者として認定している。北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成 18 年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行された。

性的マイノリティの人々

全ての国民は、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。しかし、性の多様性への理解の不足から偏見や好奇の目で見られたり、差別発言を受けたりするなどの問題がある。令和 5 年 6 月には、性の多様性に寛容な社会を目指して、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行された。

災害に伴う人権問題

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらし、現在も避難生活を余儀なくされている人々がいる。この事故では、被災された人々に対する偏見や差別、風評による心ない嫌がらせ等の問題が発生した。
また、本県においても近年では台風による大雨等、多くの人々が避難を強いられる災害が増えている。災害発生時の避難所においては、プライバシーの確保の問題をはじめ、高齢者や障害者等、普段から特別な援助や配慮を必要とする人々がより一層困難な状況に置かれるという問題がある。

ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

過去の厳しい雇用情勢など様々な理由から、自立の意思がありながら、やむを得ない事情で公園、道路、駅舎などの生活を余儀なくされている人々がいる。平成 14 年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が施行されたが、これらの人々は、偏見や差別の対象になり、嫌がらせや暴行を受けるなどの問題がある。また、生活困窮者は病気で働けない、負債を抱えているなど複合的な課題を抱えているケースがあるほか、社会とのつながりが薄れ、自ら行政サービス等にアクセスできないなどの問題がある。

【参考資料】

「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和 7 年 6 月 6 日）閣議決定

「人権について考える」（平成 30 年 10 月）栃木県

「栃木県人権施策推進基本計画（2026～2035）」（令和 8 年 3 月）栃木県

人権教育関係研修予定一覧

※人権教育室主催の研修会は、個別の開催要項で詳細を御確認ください。
 ※各課（教育事務所）が主催する研修会は、別途御確認ください。

担当	研修名	目的	テーマ・内容
教育 政策 課 人 権 教 育 室	人権教育担当者連絡会議	県教育委員会の人権教育担当者が指導・支援の重点等について共通理解を図るとともに、指導者としての資質・能力の向上を図る。	・講話、協議等
	人権教育推進のための支援訪問	要請に応じて県教育委員会の人権教育担当者等が出向き、教職員や市町人権教育担当者等の支援を行う。	・講話、ワークショップ等
	新任人権教育主任研修会	小・中・高・特別支援学校の新任人権教育主任等を対象に、校内における人権教育の計画的な推進や人権教育の指導内容及び方法の改善・充実等に向けた研修を行い、主任としての資質・能力の向上を図る。	・講話・協議等
	性の多様性を考える研修会	小・中・高・特別支援学校の教員等を対象に、性の多様性について理解を深め、児童生徒の人権を尊重した指導・支援の充実に向けた研修を行い、指導者としての資質・能力の向上を図る。	・講話、協議等
	児童虐待に対応するための研修会	幼・小・中・高・特別支援学校の管理職等を対象に、早期発見や適切な対応の在り方等をはじめ、こどもの人権を守るための組織としての対応力向上を目指した研修を行い、指導者としての資質・能力の向上を図る。	・講話等
	人権教育担当者スキルアップ研修	人権教育研究推進事業運営協議会委員、市町の指導主事、社会教育主事、人権教育行政担当者、県の指導主事、社会教育主事等を対象に、参加体験型学習を中心に、より専門的な知識・技能を習得するための研修を行い、指導者としての資質・能力の向上を図る。	・講話、演習等
	デートDVを考える研修会（共催事業） 主催：とちぎ男女共同参画センター	小・中・高・特別支援学校の教員等を対象に、デートDVの現状や支援方法について理解を深めるとともに、児童生徒への具体的な指導の在り方について学ぶための研修を行い、指導者としての資質・能力の向上を図る。	・講話、協議等
	性暴力について考える研修会（共催事業） 主催：生活文化スポーツ部人権男女共同参画課	小・中・高・特別支援学校の教員等を対象に、性暴力についての正しい認識や未然防止対策、児童生徒が被害に遭った場合の適切な対応に向けた研修を行い、指導者としての資質・能力の向上を図る。	・講話等
義務 教育 課	地区別人権教育研修会（各教育事務所）	各小・中学校及び義務教育学校における人権教育のすすめ方についての理解を図るとともに、人権教育の現状や課題、具体的な指導の在り方について研究協議等を行い、人権教育の充実を図る。	・講話、協議、ワークショップ等
	各教科等担当指導主事研修会（人権教育）	人権教育を担当している県内の義務教育関係指導主事を対象に、研修会を実施し、資質の向上を図る。	・協議、情報交換等
高校 教 育 課	高等学校及び特別支援学校人権教育実践研究会	人権教育実践上の課題や具体的な指導の在り方について、研究協議をとおして理解を深め、各学校における人権教育の充実を図る。	・講演と講話、人権教育研究学校及び内地留学報告、グループ別研究協議等
生涯 学 習 課	人権教育指導者一般研修（各教育事務所）	人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権教育を効果的に推進する指導者を育成する。	・講演、シンポジウム、人権作文発表、啓発映画視聴等
	人権教育地区別指導者研修（各教育事務所）	各地区において人権教育の推進を図るための方策や取組について検討するとともに、支援方法等の研修を行い、地域の指導者、市町の人権教育担当者の資質の向上を図る。	・講話、事例発表、ワークショップ研修、研究協議、情報交換、啓発映画視聴等

担当	研修名	目的・テーマ・内容	
総合教育センター 高校教育部	生涯学習部	人権教育指導者専門研修	<p>様々な人権問題の解決のために、全ての学校、全ての地域において人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育の推進が求められています。</p> <p>本研修では、講話や演習、現地学習をとおして、様々な人権問題やその解決に向けた取組を学び、学校や地域において人権教育を積極的に推進する指導者の資質・能力を高めます。</p>
	第1日	<ul style="list-style-type: none"> 講話「本県の人権教育推進について」 説明・演習「学校教育、社会教育における人権教育の推進」 説明・演習「参加体験型による人権学習」 講話「人権感覚を育むための教育活動の在り方」 	
	第2日	<ul style="list-style-type: none"> 現地研修「人権と福祉について学ぼう」 <p>※「人権・福祉教育推進セミナー」（栃木県社会福祉協議会との合同開催）に参加</p>	
	第3日	<ul style="list-style-type: none"> 説明・協議・演習「人権学習を企画しよう」 	
	第4日	<ul style="list-style-type: none"> 現地研修「部落差別（同和問題）について考える」（A・Bより1回選択） <p>現地見学、講話、体験発表、情報交換等</p>	
義務教育部 ・ 高校教育部	初任者研修（小・中・高・特） 新規採用養護教諭研修 新規採用学校栄養職員研修 新規採用事務職員研修（小・中） 新規採用実習助手研修	人権教育について理解し、人権意識を高め、人権教育の視点を踏まえた授業等を実践する自覚をもつことができる。	<ul style="list-style-type: none"> 講話「人権教育の実践」
	養護教諭5年目研修 栄養教職員5年目研修 事務職員5年目研修（小・中）	人権教育について理解を深め、人権感覚を磨き人権教育を展開していく自覚をもつことができる。	<ul style="list-style-type: none"> 講話「人権感覚を磨く教育活動の展開」
	中堅教諭等資質向上研修（小・中）7～9月中オンデマンド配信 （高・特）7～9月中オンデマンド配信 中堅栄養教職員資質向上研修 中堅事務職員資質向上研修（小・中）	人権教育について理解を深め、他の教職員と協働しながら、人権教育を推進していく自覚をもつことができる。	<ul style="list-style-type: none"> 講話「学校全体の視点に立った人権教育の推進」
	教職20年目研修（小・中・高・特） 養護教諭20年目研修	人権教育の取組について理解を深め、学校の中核的な存在として人権教育を推進していく自覚をもつことができる。	<ul style="list-style-type: none"> 講話「学校全体を見通した人権教育の推進」
	新任教頭研修（小・中・高・特）	人権教育への取組とその課題について理解を深め、教頭として人権教育を推進していく自覚をもつことができる。	<ul style="list-style-type: none"> 講話「人権教育の推進と教頭の役割」
	新任校長研修（小・中・高・特）	人権教育への取組とその課題について理解を深め、学校運営の責任者として人権教育を推進していく自覚をもつことができる。	<ul style="list-style-type: none"> 講話「人権教育の推進と校長の役割」
幼児教育部	新規採用幼稚園教諭等研修	人権教育について理解し、人権意識を高め、人権教育の視点を踏まえた保育を実践していく自覚をもつことができる。	<ul style="list-style-type: none"> 講話「一人一人を大切に する教育」

※各研修の日程につきましては、栃木県総合教育センターWeb サイト及び栃木県学習情報提供システム「とちぎレインボーネット」より御確認ください。

人権教育関係 DVD 教材一覧

令和 8 (2026)年 3 月現在

【凡例】 タイトル：(字) 字幕あり (副) 副音声あり 時間：上映時間 年：制作年 ☆：文部科学省選定

No.	タイトル	時間	企画/テーマ	年	備考
1	平成 29 年度とちぎの高校生 人権映像作品コンクール	計 11 分	栃木県教育委員会/人権一般	2017	県内中学校、高等学校、特別支援学校等へ配布 (活用例付き)
2	平成 28 年度とちぎの高校生 人権映像作品コンクール	計 15 分	栃木県教育委員会/人権一般	2016	
3	平成 27 年度とちぎの高校生 人権劇場事業発表会	計 97 分	栃木県教育委員会/人権一般	2015	
4	平成 26 年度とちぎの高校生 人権劇場事業発表会	計 87 分	栃木県教育委員会/人権一般	2014	
5	平成 25 年度とちぎの高校生 人権劇場事業発表会	計 171 分	栃木県教育委員会/人権一般	2013	
6	平成 24 年度とちぎの高校生 人権劇場事業発表会	計 106 分	栃木県教育委員会/人権一般	2012	
7	雲が晴れた日	53 分	栃木県教育委員会/人権一般	1999	
8	直子のブローチ	23 分	栃木県教育委員会/部落差別 (同和問題)	1991	
9	輝ける山脈	60 分	栃木県教育委員会/部落差別 (同和問題)	1981	
10	めぐみ (字) ☆※	25 分	政府拉致問題対策本部/拉致 問題	2008	政府拉致問題対策本部ホームページ より、15 分の短縮版や 9 カ国語ダウ ンロード可能 (下記 URL・二次元コード参照)
11	拉致～許されざる行為～北朝鮮 による日本人拉致の悲劇	計 29 分	政府拉致問題対策本部/拉致 問題	2007	9 カ国語収録、ダイジェスト版収録
12	人と人とのよりよい関係をつく るために 交際相手とのすてき な関係をつくっていくには (字)	計 42 分	内閣府男女共同参画局/デー ト DV	2009	指導者用コンテンツ収録
13	あなたがあなたらしく生きるた めに (字) (副)	計 30 分	人権教育啓発推進センター/ 性の多様性	2014	活用の手引付き、法務省チャンネル 視聴可能
14	同和問題～過去からの証言、未 来への提言～ (字) (副)	計 80 分	人権教育啓発推進センター/ 部落差別 (同和問題)	2014	指導者用コンテンツ収録、活用の手 引付き、法務省チャンネル視聴可能
15	ハンセン病～過去からの証言、 未来への提言～ (字) (副)	計 76 分	人権教育啓発推進センター/ ハンセン病	2015	英語字幕あり、指導者用コンテンツ 収録、活用の手引付き、法務省チャ ンネル視聴可能
16	すべての人々の幸せを願って ～国際的視点から考える人権～ (字) (副)	計 35 分	人権教育啓発推進センター/ 人権一般、女性、子ども、障 害者、外国人	2015	
17	ハンセン病を知っていますか？ ～栃木県出身のハンセン病療養 所入所者の証言～	教材用 18 分 一般用 43 分	栃木県藤楓協会・栃木県/ ハンセン病	2019	県内中学校、高等学校、特別支援学校 等へ配布
18	ホーム	計 46 分	茨城県・茨城県教育委員会/ 部落差別 (同和問題)、障害 者、外国人、性の多様性、ネ ット、職場ハラスメント等	2020	部分的な視聴が可能、活用の手引・ ワークシートのデータ収録

※10「めぐみ」を活用された場合は、下の URL 及び二次元コードからアンケートへの御協力をお願いします。

URL : <https://www.rachi.go.jp/jp/megumi/joueikai.html>



〔問合せ先 (借用手続・内容確認等)〕

栃木県教育委員会事務局教育政策課人権教育室 〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 TEL028-623-3363

その他の視聴覚教材については、
県視聴覚ライブラリー (総合教育センター内 TEL028-665-7207 とちぎレインボーネット視聴覚教材情報検索
<https://www.tochigi-edu.ed.jp/search/material/>)
県人権施策推進室 (県庁内 TEL028-623-3027 人権啓発ビデオソフト一覧
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/jinken/jinken-video.html>)
等へお問い合わせください。

人権教育をめぐる国内外の動き

	栃木県教育委員会・栃木県の動き	国連・国の動き
平成 12 年(2000)	○「栃木県人権・同和問題意識調査」(8月)	○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の公布・施行(12月)
平成 13 年(2001)	○「とちぎ教育振興ビジョン」の策定 (5本柱の1つ:人権を尊重する教育の推進) (3月) ○栃木県人権教育・啓発推進行動計画の策定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律期限後の栃木県同和行政の在り方について」(意見具申)(10月) ○「栃木県人権教育基本方針」の決定(11月)	
平成 14 年(2002)	○「栃木県人権教育基本方針」の実施(同和教育から人権教育へ)(4月)	○「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定 ○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地对財特法)の失効
平成 15 年(2003)	○「栃木県人権尊重の社会づくり条例」施行(4月)	
平成 16 年(2004)		○「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]」の公表(6月) ○「人権教育のための世界計画」決議を採択(国連総会)(12月)
平成 17 年(2005)	○「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」の策定(3月)	○「人権教育のための世界計画」第一フェーズ(2005年~2009年)
平成 18 年(2006)	○「とちぎ教育振興ビジョン(二期計画)」の策定(3本柱の1つ:「互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現」を目指す人権教育の推進) ○「栃木県人権施策推進基本計画」の策定(3月)	○「人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]」の公表(1月) ○国連人権委員会が国連人権理事会に改組・昇格(6月)
平成 20 年(2008)		○「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」の公表(3月)
平成 21 年(2009)		○「人権教育の推進に関する取組状況調査結果について」公表(10月) (平成 21 年 1 月抽出調査実施)
平成 22 年(2010)	○「人権に関する県民意識調査」(7月)	○「人権教育のための世界計画」第二フェーズ(2010年~2014年)
平成 23 年(2011)	○「とちぎ教育振興ビジョン(三期計画)」の策定(6視点の1つ:「人権尊重の精神をはぐくむ教育の推進」)(3月) ○「栃木県人権施策推進基本計画(改訂版)」の策定(3月)	○「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権教育・啓発に関する基本計画に追加することを閣議決定(4月) ○「人権教育及び研修に関する宣言」を採択(国連総会)(12月)
平成 25 年(2013)		○「人権教育の推進に関する取組状況調査結果について」公表(10月) (平成 25 年 2 月抽出調査実施)

	栃木県教育委員会・栃木県の動き	国連・国の動き
平成 26 年(2014)	○「人権教育推進状況調査」(11月)	
平成 27 年(2015)		○「人権教育のための世界計画」第三フェーズ(2015年～2019年) ○「持続可能な開発目標(SDGs) ^{〔※13〕} を設定した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択(持続可能な開発サミット)(9月)
平成 28 年(2016)	○「栃木県教育振興基本計画 2020-教育ビジョンとちぎ-」の策定(15の基本施策の1つ:「人権尊重の精神を育む教育の充実」)(2月) ○「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」の策定(3月)	
令和元年(2019)	○「人権教育推進状況調査」(11月)	
令和 2 年(2020)		○「人権教育のための世界計画」第四フェーズ(2020年～2024年)
令和 3 年(2021)	○「人権に関する意識調査」(1月) ○「栃木県教育振興基本計画 2025」の策定(20の基本施策の1つ:「人権尊重の精神を育む教育の充実」)(2月) ○「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」増補版の策定(9月)	
令和 5 年(2023)	○G7 栃木県・日光子ども未来サミットの開催 県内中高生による「G7 栃木県・日光子ども未来サミット宣言書 2023」を採択(5月)	○G7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合を 栃木県・日光市で開催(6月)
令和 6 年(2024)	○「人権教育推進状況調査」(11月)	
令和 7 年(2025)	○「とちぎ教育ビジョン(2026-2030)」の策定(10の基本施策の1つ:「人権尊重の精神を育む教育の充実」)(2月)	○「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」の策定 ○「人権教育のための世界計画」第五フェーズ(2025年～2029年)

〔※13〕 SDGs

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略で、2015年に国連で開催された「持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の一つとして設定された。人権課題としては、貧困の解決、教育の充実、ジェンダー平等の実現、平和の実現などがあげられている。

令和8(2026)年度人権に関する作文及びイラストの募集について

栃木県教育委員会では、すべての人々が互いの人権を尊重し、ともに生きる社会の実現を目指して、人権教育・啓発推進県民運動強調月間（8月）における教育・啓発事業の一環として、児童生徒とその保護者を対象に、人権に関する作文とイラストの作品募集を行っています。ぜひ御応募ください。

入賞作品の応募者には、賞状を贈ります！



冊子にまとめ、各学校等に配布します！



様々な場面でイラストを展示します！



□応募規定等

人権に関する作文	人権に関するイラスト
【募集対象】 （県内の学校に在籍） <ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年生 ・高校1～3年生 ・小学生、中学生、高校生の保護者 	【募集対象】 （県内の学校に在籍） <ul style="list-style-type: none"> ・中学1～3年生 ・高校1～3年生
【原稿枚数】 （400字詰原稿用紙） <ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年生・・・3枚 ・高校1～3年生・・・3～5枚 ・保護者・・・1～5枚 	【規格】 <ul style="list-style-type: none"> ・はがきサイズからA4サイズまで ・縦、横は自由
【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・原稿用紙右欄外に「学校名」 ・1行目に「題名」 ・2行目に「学年」と「氏名」 	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・文字は入れない。 ・絵の具、ポスターカラーなど、描画材料は自由
【締切】 <ul style="list-style-type: none"> ・令和8(2026)年9月上旬（県ホームページ内に発表、消印有効） 	
【提出先】 <ul style="list-style-type: none"> ・市町立小・中・義務教育学校・・・該当地区所管の教育事務所 ・その他・・・栃木県教育委員会事務局教育政策課人権教育室 （〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20） 	

※ その他、詳しくは [栃木県教育委員会 人権に関する作品コンクール](#) で検索



栃木県教育委員会事務局教育政策課人権教育室

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

TEL : 028-623-3363

Mail : seisaku-jinken@pref.tochigi.lg.jp

資料の活用等について

【人権の窓】児童生徒用学習教材

各学校の特色や児童生徒の発達段階に応じて、御活用いただけます。

県内学校の活用実践例を紹介しています。参考にしてください、様々な場面で御活用ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/jinken-jissen.html>



〈市町立学校、私立学校はメールで配付します。県立学校はキャビネットに格納します。〉

【テーマ】

- ・誰もが自分らしく生きるために

【様々な人権問題】【部落差別（同和問題）】 ※令和3年度データ配付

【子どもの権利】【社会人になる皆さんへ（高校生用）】 ※令和4年度データ配付

【男女平等】 ※令和5年度データ配付（G7 栃木県・日光子ども未来サミットの取組なども紹介しています。）

【外国人の人権】 ※令和6年度データ配付

【部落差別（同和問題）】【様々な人権問題】 ※令和7年度データ配付及びHP掲載

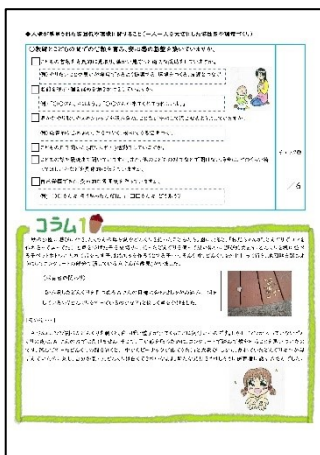
【インターネット上の人権侵害】 ※令和8年7月頃データ配布予定

【教材の特徴】

- ・児童生徒の関心に応じて個人でも、集団でも学習することができます。
- ・タブレット学習に向いています。
- ・授業の副教材として、必要な箇所のみ使用することができます。
- ・知識だけでなく、思考力、判断力、表現力の育成を意識した内容を取り入れています。
- ・ワークシート（Word）、振り返りシート（Forms）、指導者用補助資料（教職員向け）を添付しています。
- ・人権に関するコンクール入賞作品の動画も視聴覚教材として御活用ください。

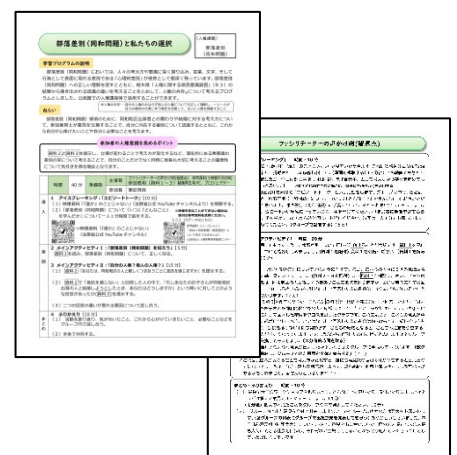
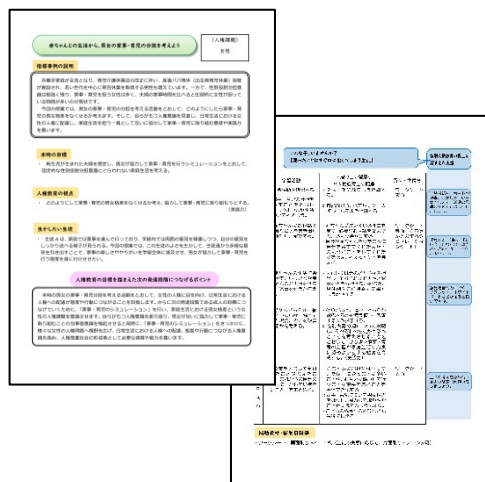
【人権教育指導資料】

人権教育の指導事例を掲載した指導資料です。幼児から小・中・高校生、成人までを対象とした指導事例や学習プログラムを幅広く掲載していますので、ぜひ御活用ください。



【幼児】

【小・中・高校生】



【成人】

県教育委員会発行の指導・啓発資料等

	指導・啓発資料等	掲載先等
1	 人権教育推進の手引（本冊子）	https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/jinken.html
2	人権教育推進の手引・研修用補助資料	同上
3	人権教育指導者用リーフレット	令和3年度までに各学校へ配付済み
4	児童生徒用学習教材「人権の窓」	毎年テーマを変えて、各学校にデータ配付
5	保護者用啓発資料「人権の窓」	文部科学省人権教育研究推進事業該当地域等へ配付
6	小・中学校人権教育指導資料 	https://www.pref.tochigi.lg.jp/m03/jinken/jinkenkyouikusyiryuu.html
7	 県立学校人権教育関係資料	https://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/r07/jinkenkyoikukankei.html
8	人権に関する社会教育指導資料 	https://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/education/shougai/suishinjigyou/jinken-guide-top.html
9	 人権教育だより	https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/education/jinken/kyouiku/jinkenkyouikudayori.html
10	人権教育実践事例 	https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/jinken-jissen.html
11	とちぎの高校生人権映像作品 コンクール入賞作品DVD	本冊子 p 22 で貸出の御案内をしています。
12	性の多様性に関する理解の促進を 主たる目的とした指導資料・学習資料	令和4年度に各学校へ配付済み

※ 1・2・6～10 は添付の二次元コードからも御覧いただけます。

※ URLで御案内していない資料等について、「職員研修等で再度配付したい」、「内容を確認したい」等ありましたら、下記までお問い合わせください。

(栃木県教育委員会事務局教育政策課人権教育室 028-623-3363 seisaku-jinken@pref.tochigi.lg.jp)

《表紙イラスト》令和7(2025)年度人権に関するイラスト入賞作品

題名：「個性のピース」

作者：佐野日本大学高等学校3年 門井 唯華 さん

作者コメント：

平和な世界は、思いやりによって完成することを一つ欠けたピースで表しています。手と手を取り合い認め合うことで、平和 (peace) になってほしいという想いを込めました。

《裏表紙イラスト》令和7(2025)年度人権に関するイラスト入賞作品

題名：「みんな違って、みんな良い」

作者：栃木市立栃木東中学校3年 園田 彩人 さん

作者コメント：

現在、世界では、様々な理由で差別をされて、苦しんでいる人達がたくさんいます。僕は、全員が差別をしない、されない世界であるように願いを込めて、この絵を描きました。



人権教育推進の手引

令和8(2026)年4月

◆編集発行◆

栃木県教育委員会

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20

栃木県教育委員会事務局

教育政策課 人権教育室

TEL.028-623-3363